

## 東京都北区商店街顧問アドバイザー派遣要領

28北地産第2687号

平成29年1月5日

(趣旨)

第1 この要領は、東京都北区商店街顧問アドバイザー派遣要綱（平成29年1月5日28北地産第2687号。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(顧問アドバイザーの資格要件)

第2 要綱第8条第4項の顧問アドバイザーの資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業診断士の資格を有すること。
- (2) 販売士の資格を有すること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、前二号と同等以上の資格に求められる知識、経験又は能力を有すること。

(派遣回数の上限)

第3 要綱第9条第2項の顧問アドバイザーの派遣回数の上限は、次のとおりとする。

- (1) 商店街振興組合・商店街協同組合 8回
- (2) 任意の商店街 6回

(診断報告書)

第4 要綱第10条第1項の診断報告書は、別記様式によるものとする。

付 則

この要領は、平成29年1月5日から施行する。